契　　約　　書　（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 業務名称 | 大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務 |
| 2 | 履行場所 | 大阪府総務部人事課の指定する場所 |
| 3 | 契約期間 | 契約締結の日から令和13年３月31日まで |
| 4 | 契約金額 |  |  | 十億 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。 |
| 5 | 契約保証金 | 納付（又は免除） |
| 6 | 6　適用除外事項 | な　し |

上記の業務について、委託者大阪府（以下「甲」という。）と受託者○○（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする｡

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有する｡

　　年　　月　　日

甲 大 阪 府

代 表 者

乙 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書（委託仕様書、質問回答及び提案書等のうち、甲乙間で合意に達した内容を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない｡

２　乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする｡

７　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする｡

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする｡

９　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10　乙は、この契約を履行するに当たり、出向社員又は派遣社員を受け入れて業務を行うときは、別記「委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11　乙は、本業務を共同連帯して受託するため、２以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）を結成している場合にあっては、協定書等企業連合の結成を証する書類を甲に提出しなければならない。

12 甲は､乙が企業連合を結成している場合においては､この契約に基づくすべての行為を企業連合の代表者に対して行うものとし､甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は､当該企業連合のすべての構成員に対して行ったものとみなす｡また､乙は､甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない｡

（各年度の支払限度額）

第２条　この契約の期間中の各年度における契約金額の支払限度額は次のとおりとする。なお、この支払限度額には消費税及び地方消費税を含む。

(1)　令和７年度（契約締結の日から令和８年３月31日まで）

　 年度額　金０円

(2)　令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）

　　 年度額　金●●,●●●,●●●円

(3)　令和９年度（令和９年４月１日から令和10年３月31日まで）

　　 年度額　金●●,●●●,●●●円

(4)　令和10年度（令和10年４月１日から令和11年３月31日まで）

　　 年度額　金●●,●●●,●●●円

(5)　令和11年度（令和11年４月１日から令和12年３月31日まで）

　　 年度額　金●●,●●●,●●●円

(6)　令和12年度（令和12年４月１日から令和13年３月31日まで）

　　 年度額　金●●,●●●,●●●円

（契約の保証）

第３条　乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)　国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2)　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

(3)　銀行又は甲が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4)　銀行又は甲が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5)　銀行又は甲が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6)　銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1)　この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2)　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における乙からの契約保証金免除申請

(3) 大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合

３　前項第１号の場合においては、乙は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない｡

４　乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

５　契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の５に相当する額に達するまで、甲は、契約保証金の増額を請求することができ、乙は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　乙は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない｡ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第５条　乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

２ 乙が前項ただし書の規定により、業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

ア　入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

エ　第41条第２項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者

 (2)　乙は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項として甲が定めた内容を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させなければならない。

(3)　乙は、受任者又は下請負人の行為のすべてについて責任を負うものとする。

３　乙は、受任者又は下請負人それぞれから暴力団排除措置規則第８条に規定する誓約書を徴取し、甲に提出しなければならない。

４　甲は、乙が入札参加除外者、誓約書違反者又は第41条第２項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条第２号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

（法令上の責任等）

第６条　乙は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）及び第12条第１項に規定する総括責任者（以下「業務従事者等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

２　乙は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

３　甲は、乙が府税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要が生じた場合、乙に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

（人権啓発研修）

第７条　乙は、業務従事者等が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持及び資料等転用の禁止等）

第９条　乙は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、業務従事者等にも適用するものとする。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

４　乙は、甲が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

（誓約書の提出）

第10条　乙は、契約締結後速やかに、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱い、その他の遵守すべき事項を記載した誓約書を提出しなければならない。

（情報保護等の違反に伴う違約金）

第11条　甲は、乙が第８条及び第９条の規定に違反した場合には、乙からの契約金額の100分の１の額を違約金として徴収することができる。また、乙は、甲に違約金を超える金額の損害がある場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（乙の総括責任者）

第12条　乙は、業務の技術上の管理を行う総括責任者（以下「総括責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　乙は、前項の規定による通知に際して、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他総括責任者が遵守すべき事項を記載した誓約書を提出させなければならない。

３　総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

（業務従事者届等の提出）

第13条　乙は、業務従事者の氏名を甲に書面で届出なければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

２　乙は、前項の規定による届出に際して、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他業務従事者等が遵守すべき事項として甲が定めた誓約書を、すべての業務従事者等に提出させなければならない。

（監督職員）

第14条　甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　前項の監督職員（以下「監督職員」という。）は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　契約の履行についての乙又は乙の総括責任者に対する指示、承諾又は協議

(2)　契約書の内容に関する乙又は乙の総括責任者の質問に対する回答

(3)　業務の実施状況の確認及び履行の確認

３　甲は、２名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

（甲の管理する施設内への立入り）

第15条　乙及び乙の関係者は、甲の承諾を得た上で、業務を遂行するために必要な範囲において甲の管理する施設に立ち入ることができる。

２　前項の場合において、乙及び乙の関係者は、常に身分を示す証票を携行するとともに、当該施設を管理する甲の職員の指示に従わなければならない。

（施設等の使用）

第16条　甲は、業務を遂行するため必要な施設等を指定し、これらを乙に使用させるものとする。乙が費用を負担する施設等の使用料等（光熱水費を含む。）に関する取扱いは、別に定める。

２　乙は、前項の規定による施設等を業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。

３　乙は、甲の指示に従い、施設等を適切に使用するとともに、使用する必要がなくなった場合は速やかに原状に回復させ、甲に返却しなければならない。

（貸与品の取扱い）

第17条　甲は、乙の申し出により、業務に必要な物品を乙に貸与することができる。

２　乙は、前項の規定により貸与された物品（以下「貸与品」という。）については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

３　前項に定めるもののほか、貸与品に関する取扱いは、仕様書によるものとする。

（資料及び情報の提供）

第18条　乙は、甲に対し、乙が業務を遂行するために必要となるデータ、プログラム、資料等（以下「資料等」という。）の提供を求めることができる。

２　乙は、前項の規定により提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、乙は、業務に必要な範囲内に限り、使用、複製、改変することができる。

３　乙は、前項に規定する資料等が不要となったときは、遅滞なく甲に返還する。なお、甲から返還を請求されない資料等については、乙において焼却等の方法により確実に処分しなければならない。

（スケジュール）

第19条　乙は、契約締結後、直ちに運営に向けて必要な準備作業に着手し、令和８年４月１日に運営を開始できるようにしなければならない。

２　前項の規定は、令和８年４月１日以前に、その一部を稼動し、又は試行運用実施を行うことを妨げない。

（業務状況の報告、検査及び引渡し）

第20条　乙は、仕様書に基づき、各年度中、四半期毎に業務実績報告書等（以下「業務報告書」という。）を甲に提出しなければならない。また、当該年度の業務全般に関する年次業務報告書は、各年度の第４四半期終了後に提出する業務報告書と併せて提出するものとする。

２　甲は、前項の業務報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

３　乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前２項の規定を適用する。

（契約金額の支払）

第21条　乙は前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従い、各年度中、四半期に一度書面により甲に契約金額の支払を請求することができる。

２　前項の規定による支払の内容は別記３「支払いに関する特記事項」のとおりとする。

３　甲は、第１項の規定による乙からの請求を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

４　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

（サービス要求水準）

第22条　乙は、業務の実施にあたっては、乙の提案に基づき甲乙協議の上定めたサービス要求水準の達成に最大限の努力を払わなければならない。

（支払額の減額）

第23条　甲は、乙が提供する業務のサービス水準が仕様書で定める「満たすべきサービス水準」（以下「満たすべきサービス水準」という。）に達しないときは、乙の提案に基づき甲乙協議の上定めた基準に従い、当該年度の契約金額の支払額を減額することができる。

（乙に対する措置請求）

第24条　甲は、乙が提供する業務がこの契約に適合しない、又は定められた業務の水準に達しない若しくは「満たすべきサービス水準」に達しないときは、乙に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　乙は、前項の規定による請求があったときは、直ちに改善措置を講じるとともに、その結果について、甲に対し、書面で報告しなければならない。

３　甲は、「満たすべきサービス水準」の指標（業務の正確性、納期遵守、信頼性の観点等に関するもので、測定サイクルが四半期ごとのもの）が６四半期連続で要求水準に達しない、又は第２項に定める改善措置を講じてもなおこの契約に適合しない若しくは定められた業務の水準に達しない場合は、第41条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

（事故発生時の報告）

第25条　乙は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（業務内容の変更等）

第26条　甲は、必要がある場合には、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。

２　業務について契約期間中に、法律及び大阪府条例等の改正により甲と甲以外の団体との間で業務移管が発生した場合は、移管の対象となる業務を実施する組織及び当該業務に従事する職員を業務の対象に追加、又は対象から除外するものとする。

３　前２項において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面においてこれを定めるものとする。この場合、契約金額の変更にあっては、乙の提案に基づき甲乙協議の上定めた業務量変動への対応をもとに、積算するものとする。

４　前３項の規定に関わらず、業務量の一定の変動（乙の提案に基づき甲乙協議の上定めた契約金額内における業務量変動の許容度合いを含む。）及び一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労働賃金等に増額が生じた場合であっても、契約金額又は業務仕様（以下「契約金額等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不適当であると認められた場合に限り、甲乙協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

（調査等）

第27条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

２　業務の適切な履行の確認、サービスの質の維持、向上の観点から効果検証を実施するため、契約期間中に、甲が求める資料、情報を提出しなければならない。

（権利の帰属）

第28条　この契約により生ずる一切の権利は、甲に帰属するものとする。

（成果品の著作権等の取扱い）

第29条　前条の規定に関わらず、業務の成果品（プログラム、ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、検査完了の時をもって甲乙共有するものとする。この場合、甲及び乙は、それぞれ相手方の了解を得ることなく、著作権に基づく利用を行い、又は第三者に著作権に基づく利用を行わせることができるものとする。ただし、成果品にこの契約の前から乙が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）が含まれる場合、当該成果品に関する著作権は、乙又は当該第三者に留保されるものとする。

２　前項ただし書きの場合であっても、甲は、この契約の目的及び公益上の目的に限り、乙の了解及び乙への対価の支払いなく、成果品を複製、翻案、改変し、第三者に利用させることができる。この場合において、甲が承諾した場合を除き、乙は成果品に関する著作人格権を行使しない。

３　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（知的財産権の取扱い）

第30条　業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産権及びノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲又は乙のいずれか一方のみによって行われたときは、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

２　乙が従前から有していた特許権等をソフトウェアに利用したとき、又は前項の規定により乙に帰属する特許権等がソフトウェアに利用されたときは、甲は、この契約に基づきソフトウェアを利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができるものとする。

３　業務遂行の過程で生じた発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われたときは、当該発明等についての特許権等は甲乙の共有（持分均等）とする。

４　甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら利用することができる。ただし、これを第三者に利用を許諾するとき、又は持分を譲渡するとき、若しくは質権の目的とするときは、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合においては、相手方と協議の上、利用の許諾条件、譲渡条件を決定するものとする。

（第三者の著作権等の権利の取扱い）

第31条　乙は、業務の成果品が第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、乙の責任と負担において解決するものとする。

（初期対応）

第32条　甲又は乙は、自然災害、第三者による侵害行為その他業務の遂行に支障をきたすおそれ又はその発生を知ったときは、直ちに相手方に通知するとともに、その対策について協議し、決定した対策を分担又は協力して速やかに実施しなければならない。

（リスク分担の基本的な考え方）

第33条　甲及び乙は、この契約の履行に関連して甲、乙又は第三者に損失が発生した場合の危険性（以下「リスク」という。）に関する責任と負担割合については、この契約締結後の履行期間を通じて、この契約中に別に定める場合を除き、本条の規定に従う。

２　甲及び乙は、業務の遂行上発生するリスクに対し、帰責事由のある者が当該リスクを分担するが、いずれの当事者にも帰すことができない場合はリスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの基本方針に基づくものとする。

３　前２項に規定する内容の詳細は、別記２「リスク分担に関する基本的な考え方」の定めるところによる。

（危機管理）

第34条　乙は、甲と協議し、災害、人為的な事故その他の不慮の事態に備えて、必要な措置を講じておかなければならない。

（履行遅滞）

第35条　乙は、令和８年４月１日に受託業務を開始すること及び契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その理由を付した書面により報告しなければならない。この場合において、その延長日数は甲乙協議の上、これを定めるものとする。

２　乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、その延長日数に応じ、年３パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を甲に支払わなければならない。

（不履行責任）

第36条　乙は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第37条　乙は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく甲の指示に違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の損害のうち、甲に過失が認められる場合は、甲乙共同してその損害を賠償するものとする。

３　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を乙に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　次条第１項に規定する契約不適合があるとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任）

第38条　甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第39条　甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約期間終了後から１年間以内にその旨を乙に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、甲が物品の引渡しを受けた時点において、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の任意解除権）

第40条　甲は、次条又は第41条の２の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（甲の解除権）

第41条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　乙の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第38条第１項の履行の追完がなされないとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

1. 第４条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
2. 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。
3. 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
4. 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
5. 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
6. 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
8. この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
9. 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
10. 第43条の規定によらないで乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
11. 第５条第４項の規定により、甲から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、乙がこの求めに応じなかったとき。
12. 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を､乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が､暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不　当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を　有していると認められるとき。

カ　アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これ　を相手方として、第５条第１項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

1. 暴力団排除条例第10条及び暴力団排除措置規則第５条第１項の規定に該当したとき。（同規則第９条第４項の規定により誓約書違反者について準用する場合を含む。）

３　次に掲げる場合には、甲は、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

1. 債務の一部の履行が不能であるとき。
2. 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第41条の２　甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法　律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（同法第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又　　は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

(6) 第５条の規定に違反したとき。

(7) 公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他乙の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと甲が認めるべき相当の理由があるとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条　第41条又は前条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の解除権）

第43条　乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、甲に未払となっている契約金額があるときは、乙の甲に対する当該契約金額及びこれに係る年３パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、違約金として、契約金額の年額相当額の100分の５に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

1. 第41条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第３条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　第１項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

５ 第１項（第２項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び前項の規定は適用しない。

６　乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年３パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない

（賠償額の予定等）

第45条　乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第41条の２第４号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第41条の２第５号に該当したとき。

２　乙が第５条第１項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、乙は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前２項の場合において、甲に生じた実際の損害額が前２項に規定する賠償額を超えるときは、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約終了後の処理）

第46条　この契約が契約解除その他の理由により終了したときは、乙は、甲が貸与した貸与品、データ、その他資料の一切を速やかに甲へ返却しなければならない。取込済みデータは、抹消しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　乙は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、執務スペース等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、乙は、物件等を撤去するとともに、執務スペース等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

３　乙は、前２項の規定による返還、撤去、修復、取り片付け等のために支出した経費について、名目の如何を問わず、甲に対しその補償又は金員を請求することができない。

４　第２項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は執務スペース等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって物件等を処分し、又は執務スペース等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　甲は、乙が業務の継続的な遂行が困難となったことを理由にこの契約を解除した場合で、当該解除の時点において、成果品等が甲に業務引継ぎできる状態に至っていないときは、乙に対し、当該成果品等の引渡しに代え、この契約の解除により甲に生じた損害の賠償を求めることができる。

（契約終了時の引継ぎの実施）

第47条　乙は、この契約の終了にあたっては、汎用性の高い形式で業務に必要となるデータを移行するなど甲が業務を継続し、かつ、支障なく遂行するための措置を講じなければならない。また、業務の他の者への移行を支援する必要がある場合は、この契約期間中に引継期間を設け、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反し、損害が生じた場合には、乙に対してその損害額の賠償を求めることができる。

（相殺）

第48条　甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（紛争の処理）

第49条　乙は、この契約に関し、第三者との間に甲の責めに帰さない紛争が生じたときは、乙の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（諸経費）

第50条　この契約の締結にあたり必要となる諸経費は、乙が負担する。

（公租公課の負担）

第51条　この契約及びこの契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて乙が負担する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第52条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（疑義等の決定）

第53条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（別記１）

**特記仕様書**

**Ⅰ　妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務**

(1)　乙は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

(2)　 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

(3)　乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(4)　 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

**Ⅱ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　乙は、個人情報の取扱いに係る責任者として、総括責任者をもって充てるものとする。

２　前項の責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。

２　甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。

（１）乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

（２）（１）の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（３）乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

（４）（３）の場合、乙は、甲自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　乙は、本委託業務を派遣労働者、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

1. 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
2. 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
3. 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
4. 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
5. 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
6. 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
7. 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
8. 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
9. 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

（10）その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

（11）上記項目の業務従事者への周知

（取得の制限）

第９　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　乙は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

第８（１）関係　個人情報管理台帳（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 受託業務名 |  |
| 受領年月日 |  |
| 大阪府庁担当部局・担当者名 |  |
| 個人情報が記録されている媒体・数量 | （例）紙 ○○枚、光ディスク○○枚 |
| 主たる個人情報の種別 | （例）申請者の氏名・住所・電話番号 |
| 個人情報の保管場所 | （例）○○室内鍵つきロッカー |
| 総括責任者名 |  |
| 業務従事者名 |  |
| 作業場所 |  |
| 作業場所からの持出しの有無 | （「有」の場合、持出管理簿等を別途作成） |
| 複写の有無 | （「有」の場合、複写管理簿等を別途作成） |
| 廃棄・返却年月日 |  |
| 備考 |  |

（注）適宜項目の追加・削除を行うものとする。

**Ⅲ　委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項**

乙が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

**（取扱方針）**

以下の２点については、原則禁止とする。

　(1) 基幹社員（総括責任者等）への出向社員等の受け入れ

　(2) 公募開始日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

　ただし、上記(2)に関して、乙から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、甲に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

|  |
| --- |
| **【承認基準】**①　出向社員等の受入期間は最長１年間とする。②　受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。③　労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。（労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。）1. 乙及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
2. 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
 |

|  |
| --- |
| **（用語の定義）**(1) **「入札参加停止措置中の者」**とは、次のア又はイに該当する者をいう。ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者　イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者(2)**「出向社員等」**とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。　　ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。(3)**「子会社」**とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、**「親会社」**とは法第２条第４号に定めるものをいう。 |

（別記２）

**リスク分担に関する基本的な考え方**

１．基本的考え方

この「リスク分担に関する基本的な考え方」は、予想されるリスク及び甲と乙の責任分担に係る基本的な考え方を示したものである。

２．リスクについて

この契約期間中に発生する可能性のある全ての事故、需要変動、天災、物価上昇等の経済状況の変化等の事象が起こった結果、業務に係る経費や収入について、損失が発生する可能性をリスクととらえる。

３．リスク分担について

* 1. リスクの想定

契約手続きから各業務の実施・完了にいたるまでの業務委託全体を通じて、リスクが起こりうる場合を発生原因又は態様別に想定し、その基本的な分担の考え方を定めることとする。

* 1. リスクを分担する者

契約書第33条第３項に基づき、次のような点を考慮してリスク分担を整理する。

* 顕在化したリスクに対して、その責めに帰すべき理由をより多く有しているものがリスクを分担する。
* 乙の担当する業務の遂行に伴い発生するリスクは、乙がこれを管理し、リスク発生時の影響についても自ら負担する。ただし、甲が責任を負うべき合理的な理由がある場合は、甲が責任を負う。
* リスクが顕在化するおそれが高い場合に、追加的支出を極力小さくし得る対応能力を有している者がリスクを分担する。
* リスクの具体的な発生状況等により、いずれか一方に決め難い場合は協議とする。
	1. （２）の各点を考慮し、事象に応じ、リスク分担表を次のとおり定める。

**（リスク分担表）**

|  |  |
| --- | --- |
| リスク | リスク分担 |
| 発生段階 | № | 種類 | 内容 | 甲 | 乙 | 協議 |
| 全段階共通 | 1 | 法令等の変更 | 法律条例の改正等により業務が他団体等に移管される場合に関するもの（契約金額の変動が５０％未満） |  | ● |  |
| 2 | 法律条例の改正等により業務が他団体等に移管される場合に関するもの（契約金額の変動が５０％以上） |  |  | ● |
| 3 | 物価の変動 | 人件費等物価の変動（インフレ、デフレ）に関するもの |  | ● |  |
| 4 | 金利の変動 | 金利の変動（インフレ、デフレ）に関するもの |  | ● |  |
| 5 | 資金調達 | 事業の実施に必要な資金の確保に関するもの |  | ● |  |
| 6 | 支払い遅延・不能 | 適正な手続きを経た請求に対する委託料の支払い遅延・不能によるもの | ● |  |  |
| 7 | 債務不履行 | 府の帰責事由による債務不履行、本事業の中止・延期に関するもの | ● |  |  |
| 8 | 事業者の事業破綻・事業放棄、主要義務違反等に関するもの |  | ● |  |
| 9 | 不可抗力 | 自然災害、騒乱等府又は事業者のいずれの責にも帰すことのできない事象に関するもの |  |  | ● |
| 10 | 契約・仕様の変更 | 府の政策の推進、公務員制度改革の遂行等に伴い、契約・仕様等で定めた業務内容等が変更となる場合に関するもの（契約金額の変動が５０％未満） |  | ● |  |
| 11 | 府の政策の推進、公務員制度改革の遂行等に伴い、契約・仕様等で定めた業務内容等が変更となる場合に関するもの（契約金額の変動が５０％以上） |  |  | ● |
| 12 | スケジュール遅延 | 府の帰責事由によるもの | ● |  |  |
| 13 | 事業者の帰責事由によるもの |  | ● |  |
| 14 | 府の政策の推進、制度改革等の影響によるもの |  |  | ● |
| 15 | 第三者賠償 | 府の帰責事由によるもの | ● |  |  |
| 16 | 事業者の帰責事由によるもの |  | ● |  |
| 17 | リスク補償 | 提案以降、業務実施段階を通じたリスク補償に関するもの |  | ● |  |
| 18 | 要員整備 | 府の帰責事由なく事業者が運営に必要な要員の確保をできない場合 |  | ● |  |
| 19 | 府が提供すべき資料の不備等による要員の知識、技能不足 | ● |  |  |
| 20 | 事業者が実施すべき教育・研修の不備等による要員の知識、技能不足 |  | ● |  |
| 21 | 個人情報、秘密情報等の漏洩等 | 府の帰責事由による個人情報の不正取得、濫用、漏洩等 | ● |  |  |
| 22 | 事業者の帰責事由による個人情報の不正取得、濫用、漏洩等 |  | ● |  |
| 業務準備段階 | 23 | 業務設計・マニュアル整備 | 府が提供すべき関連資料の不備等府の帰責事由による業務設計・マニュアルの未整備 | ● |  |  |
| 24 | 事業者が実施すべき業務設計･マニュアル整備作業の不備等事業者の帰責事由による業務設計・マニュアルの未整備 |  | ● |  |
| 25 | ファシリティ整備 | 府の帰責事由によるファシリティ整備の不備に関するもの | ● |  |  |
| 26 | 事業者の帰責事由によるファシリティ整備の不備に関するもの |  | ● |  |
| 業務実施段階 | 27 | 施設使用 | 施設の設置かし、経年劣化による損耗によるもの | ● |  |  |
| 28 | 施設の管理上のかしによるもの |  | ● |  |
| 29 | 貸与品使用 | 貸与品の整備かし、経年劣化による損耗によるもの | ● |  |  |
| 30 | 貸与品の管理上のかしによるもの |  | ● |  |
| 31 | サービス提供 | 府が提供するインフラ設備、システムの不具合、停止等 | ● |  |  |
| 32 | 事業者が提供する設備・システムの不具合、停止等 |  | ● |  |
| 33 | 技術革新 | 急激な技術革新への対応が必要となった場合 |  |  | ● |
| 引継 | 34 | 引継ぎ | 府の帰責事由に伴う諸費用の発生等 | ● |  |  |
| 35 | 34以外の諸費用の発生等 |  | ● |  |

（別記３）

**支払いに関する特記事項案**

**１．基本的考え方**

この特記事項は、支払いに関し定めたものである。

業務に対する契約金額の全部又は一部については、サービス水準の達成度に連動して支払うものとする。

**２．各年度の支払限度額**

令和 ７年度　　金０円

令和 ８年度　　金●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 ９年度　　金●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税を含む）

令和１０年度　　金●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税を含む）

令和１１年度　　金●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税を含む）

令和１２年度　　金●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税を含む）

　≪以下、応募提案の内容に応じて表の形式が変わる可能性があります。≫

**３．各年度の支払限度額の内訳**

1. 管理的経費　（「（２）研修実績経費」を除く経費）

消費税及び地方消費税を含む（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 区分 | 合計金額 |
| ７ |  | 金0円 |
| ８ | 第1四半期　（4～6月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第2四半期　（7～9月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第3四半期　（10～12月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第4四半期　（1～3月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 令和８年度計 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ９ | 第1四半期　（4～6月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第2四半期　（7～9月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第3四半期　（10～12月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第4四半期　（1～3月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 令和９年度計 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 10 | 第1四半期　（4～6月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第2四半期　（7～9月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第3四半期　（10～12月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第4四半期　（1～3月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 令和10年度計 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 11 | 第1四半期　（4～6月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第2四半期　（7～9月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第3四半期　（10～12月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第4四半期　（1～3月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 令和11年度計 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 12 | 第1四半期　（4～6月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第2四半期　（7～9月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第3四半期　（10～12月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 第4四半期　（1～3月） | 金●●,●●●,●●●円 |
| 令和12年度計 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 合計（１） | 金●●,●●●,●●●円 |

1. 研修実績経費　(研修実施の実績に応じた積算が必要となる経費)

消費税及び地方消費税を含む（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 区分 | 合計金額 |
| ７ | 提案内容に応じ記載 | 金0円 |
| ８ | 金●●,●●●,●●●円 |
| ９ | 金●●,●●●,●●●円 |
| 10 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 11 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 12 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 合計（２） | 金●●,●●●,●●●円 |

※上記表は、各年度の上限額であり、実際の支払いは研修実施の実績に応じた積算を行う。

事業実施実績に応じて積算根拠A、Bに基づき積算の上、四半期ごとに支払う。

|  |
| --- |
| 積算根拠A（乙が提案し、甲乙協議の上、定めるもの）　　　※消費税及び地方消費税を含む（単位：円）乙招へい講師＜乙により複数の候補から講師選定を行う場合＞の招へいの際、支払う基準。・1研修実施あたり●日あたりの●●費用：金●●円（消費税及び地方消費税を含む）、複数日程の実施にあたっては、…… |
| 積算根拠B（甲が予め定めるもの）　　　　　　　　　　　　　　　※消費税及び地方消費税を含む（単位：円）甲指定講師＜研修目的等から講師候補者が1名である場合＞を招へいの際、支払う基準。**「講師謝礼基準」**1. 謝礼

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職 | 講義（円）1時間当たり | 講演（円）1回当たり |
| A | 大学学長 | １１，０００ | ５６，０００ |
| B | 弁護士、評論家、コンサルタント、会社団体の長 | ８，５００～１１，０００ | ４５，０００～５６，０００ |
| C | 大学教授、国官庁局・部長級 | ９，０００ | ５６，０００ |
| D | 大学助教授、国官庁課長級、他府県部局長級、会社団体の役員 | ８，５００ | ４５，０００ |
| E | 大学講師、国官庁課長代理級、他府県課長級、会社団体の上級管理職 | ７，０００ | ３４，０００ |
| F | 大学助手、高校教諭、国官庁係長級、他府県課長補佐級、会社団体のその他職員 | ５，０００ | ２２，０００ |

　ア　上記基準によりがたい講師（著名人等）の場合は、その都度定める。　イ　近隣府県在住の講師については、下記の額を謝礼に加算する。

|  |  |
| --- | --- |
| 　近隣府県 | 加算額（1日につき）（円） |
| 兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県 | １，０００ |

1. 旅費

　　上記イ以外の都道府県から招へいする講師については、証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）に従い別途招へい旅費を支払う。 |
| 【補足】「積算根拠B①謝礼」について（令和７年度現在の状況）※記載額は支払上限額の目安として取り扱っており、実際の支払額は、講師所属団体での取決め等が定められている場合は、取決め等を優先している。また、講演・講義の別は研修実施場所のキャパシティにより決定している。※記載額は令和７年度現在のものであり、今後改正の可能性がある。 |

**４．支払額（補正額）**

当該年度におけるサービス水準の達成度に応じ、当該年度の「支払額（補正額）」を定める。

【各年度ごとの支払額（補正額）の算出式】

３（１）の規定に基づく当該年度の管理的経費支払合計額に３（２）の規定に基づく当該年度の研修実績経費支払合計額を加えたものに、「サービス水準の達成度ポイントの支払率への換算方法」により算出された支払率を乗じたものを当該年度の支払額（補正額）とし、当該年度の第４四半期の支払い時に補正分の支払い調整を行う。

各年度の支払額（補正額）＝ （３（１）＋３（２））×支払率

消費税及び地方消費税を含む（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 支払率 | 合計金額　（３（１）＋３（２））×支払率 |
| ８ | ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ９ | ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 10 | ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 11 | ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| 12 | ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |
| ●●％の場合 | 金●●,●●●,●●●円 |

**５．サービス水準の達成度に応じた支払額の算定方法**

サービス水準の達成度の評価については、サービス水準の達成度に応じ、サービス水準の達成度ポイントを算定することとする。サービス水準の達成度ポイントの算定にあたっては、事業者の提案に基づき府と事業者協議の上、以下のとおり「サービス水準の達成度ポイントの支払率への換算方法」を定めるものとする。

（サービス水準の達成度ポイントの支払率への換算方法）

|  |  |
| --- | --- |
| サービス水準の達成度ポイント（X） | 支払率（Y） |
| 　　　　　　X　＜　●● | ●●％ |
| ●●　≦　X　＜　10 | ●●％ |
| 10　≦　X | 100％ |

〔第10条関係〕

誓約書

私どもは、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことを誓います。

大阪府知事　様

　　年　　月　　日

乙　　　所在地

商 号

代表者職氏名

〔第12条関係〕

誓　約　書

私は、大阪府（以下「府」という。）において「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」（以下「受託業務」という。）を遂行するにあたり、総括責任者及び個人情報の取扱いに係る責任者として、下記事項を遵守することを誓約します。

記

１．受託業務上知り得た、文書、資料、図面、データ、ネットワークに存在する府の行政情報に関して、府の許可無く発表、公開、開示、漏洩又は利用しないこと。

２．府の許可無く行政情報の持ち出し、複製、不正アクセス、破壊、改ざんをしないこと。

３．個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、受託業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

４．行政情報、個人情報の使用目的が終了し、府より返却、破棄あるいは消去等の指示があった場合に、その指示に従うこと。

５．府の庁内ＬＡＮを利用した受託業務目的外のｅメールの送受信を行わないこと。

６．府の庁内ＬＡＮに接続したパソコンについて、府の承諾を得ることなくソフトウェアをインストール、又は周辺機器を接続しないこと。

７．受託業務の終了後においても、業務上知り得た行政情報又は個人情報を第三者に府の許可無く発表、公開、開示、漏洩又は利用しないこと。

８．契約書、仕様書及び特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督すること。

大阪府知事　様

　　年　　月　　日

所在地

商　　号

所属

氏名〔自署〕

〔第13条関係〕

誓　約　書

私は、大阪府（以下「府」という。）において「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」（以下「受託業務」という。）を遂行するにあたり、業務従事者として、下記事項を遵守することを誓約します。

記

１．受託業務上知り得た、文書、資料、図面、データ、ネットワークに存在する府の行政情報に関して、府の許可無く発表、公開、開示、漏洩又は利用しないこと。

２．府の許可無く行政情報の持ち出し、複製、不正アクセス、破壊、改ざんをしないこと。

３．個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、受託業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

４．行政情報、個人情報の使用目的が終了し、府より返却、破棄あるいは消去等の指示があった場合に、その指示に従うこと。

５．府の庁内ＬＡＮを利用した受託業務目的外のｅメールの送受信を行わないこと。

６．府の庁内ＬＡＮに接続したパソコンについて、府の承諾を得ることなくソフトウェアをインストール、又は周辺機器を接続しないこと。

７．受託業務の終了後においても、業務上知り得た行政情報又は個人情報を第三者に府の許可無く発表、公開、開示、漏洩又は利用しないこと。

大阪府知事　様

　　年　　月　　日

所在地

商　　号

所属

氏名〔自署〕

誓約書の文言等詳細については、甲乙協議の上、定めるものとします。